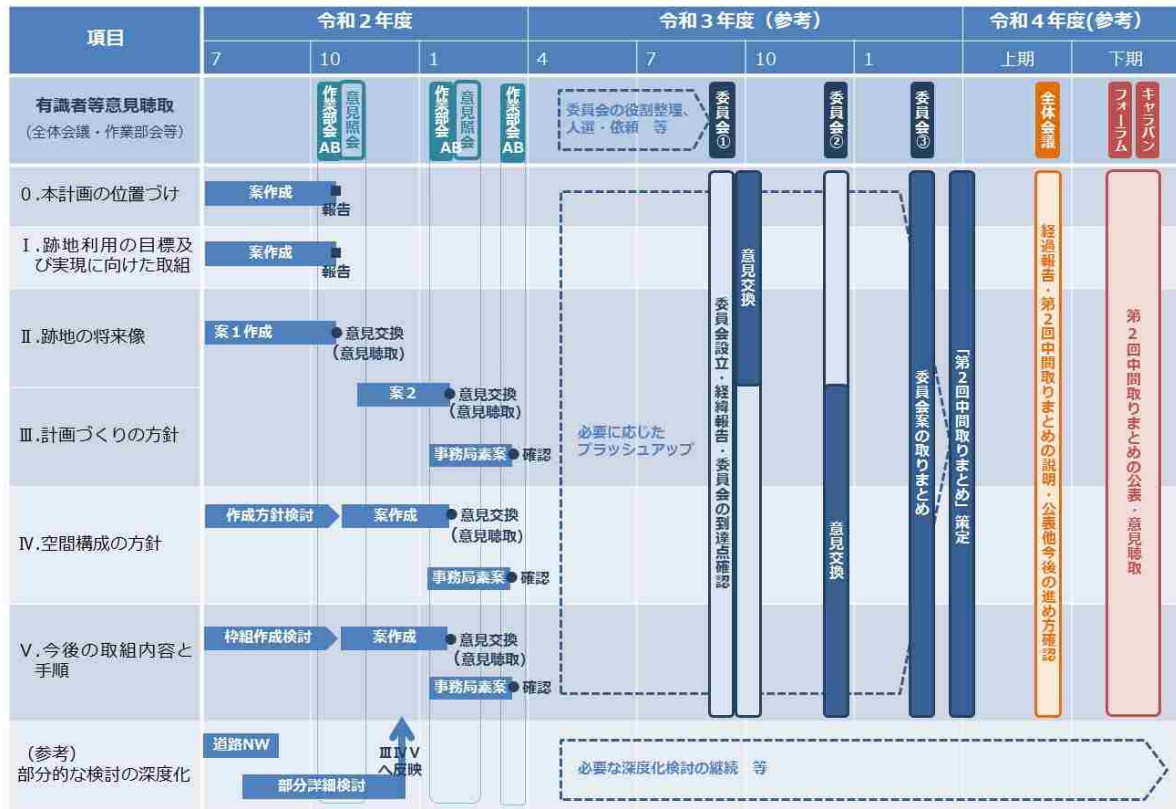


第Ⅲ章 「全体計画の中間取りまとめ」の更新の検討及び プロセス計画の作成

② 委員会等のスケジュール（案）



③ 作業部会において議論する項目

「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」			作業部会	
			A	B
II 跡地 の 将来 像	1. 跡地の将来像	1) 世界に誇れる優れた環境の創造	○	○
	2. 居るまいまちづくりの方向性	1) 広域的な水と緑のネットワーク構造の形成	○	○
		2) 沖縄振興の舞台となる「みどりの中まづくり」	○	○
III 計画 づくり の方 針	1. 沖縄振興に向けた環境づくり	3) 環境の豊かさが持続するまちづくり	○	○
	2. 地域の特性を活かした環境づくり	1) 広域的な水と緑のネットワーク構造の形成	○	○
		2) 沖縄振興の舞台となる「みどりの中まづくり」	○	○
IV 空間 構成 の方 針	1. 新たな価値を生み出す「みどりの創造」	3) 環境の豊かさが持続するまちづくり	○	○
	2. 沖縄振興に向けたシンボル空間の形成	1) まとまりある緑地の保全・整備	○	○
	3. 多様な機能の複合によるまちづくり	2) 地域特有の水循環の保全・活用	○	○
V 土地 利用 及び 機能 導入 の方 針	4. 土地利用需要の開拓と並行した計画づくり	3) 地下空間への対応と保全・活用	○	○
		4) 「宜野湾」の歴史が見えるまちづくり	○	○
		1) 公民一体による新たな価値創造の推進	○	○
VI 都市 基盤 整備 の方 針	1. 幹線道路の整備	2) 普遍的資源の保全・活用を中心に公園・緑地（公共用地）を配置	○	○
	2. 鉄軌道を含む新たな公共交通網の整備	3) 大規模公園エリアの中核となる沖縄振興コアの形成	○	○
	3. 緑地空間等の整備	1) 多様性（ミクストユース）による都市活力の持続	○	○
VII 周辺 市街 地 の 整備 の方 針	4. 供給処理・情報通信基盤等の整備	2) 振興拠点ゾーンの形成	○	○
	1. 周辺市街地の改善と連携した跡地利用	3) 都市拠点ゾーンの形成	○	○
	2. 跡地と周辺市街地にまたがる環境づくりと都市基盤整備	4) 居住ゾーンの形成	○	○
VIII 空間 構成 の方 針	1. 中南部都市圏の動向を踏まえた市街地との効果的な役割分担	5) その他の公益的な施設用地等の計画的な確保	○	○
	2. 周辺市街地における環境づくり	1) 地産品の協働による用地供給の促進	○	○
	3. 周辺市街地における幹線道路の整備	2) 機能誘致見通しの確保にもとづく計画づくり	○	○
V. 目指すべき跡地の将来像実現に向けた取組課題と手順			○	○

(2) 「全体計画の中間取りまとめ（第2回）（事務局案）」

今年度作成した「全体計画の中間取りまとめ（第2回）（事務局案）」（以下、「本計画書」という）を巻末の資料編に掲載する。

なお、本計画書の作成により、特記仕様書における業務内容(2)①②④を実施したものであり、業務内容と本計画書の記載事項については、下表にて整理した。

また、業務内容(2)①の基地内立ち入り調査実施については「3. 基地内立ち入り調査に向けた取組」、今後の検討課題の抽出については「2. 部分的な計画検討の深度化」において整理した。

■ 業務内容対応表

業務内容	全体計画の中間取りまとめ (第2回)(事務局案)
(2)「全体計画の中間取りまとめ」の更新の検討及びプロセス計画の作成	
①「計画づくりの方針」の更新	「Ⅲ 計画づくりの方針」 (本計画書 P18) 参照
②「全体計画の中間取りまとめ」の更新に向けた検討	「Ⅳ 空間構成の方針」 (本計画書 P50) 参照
④プロセス計画の作成	「Ⅴ 今後の取組内容と手順」 (本計画書 P65) 参照

2. 部分的な計画検討の深度化

(1) 道路ネットワークと普遍的資源の整合性の確認

沖縄県道路街路課の検討案（普天間飛行場跡地等道路整備検討会議）における道路の分類、路線数、車線数、起終点の考え方に加え、現在、宜野湾市で検討している「宜野湾市都市計画マスタープラン」の更新作業段階での意見交換等、鉄道・広域幹線道路のこれまでの検討状況※を踏まえつつ、跡地利用における利便性や快適性等も考慮し、普天間飛行場跡地道路ネットワークイメージを検討した。

この検討結果をもとに、普遍的資源の配置を重ね合わせ、道路構造令等に従い、道路配置を検討する。

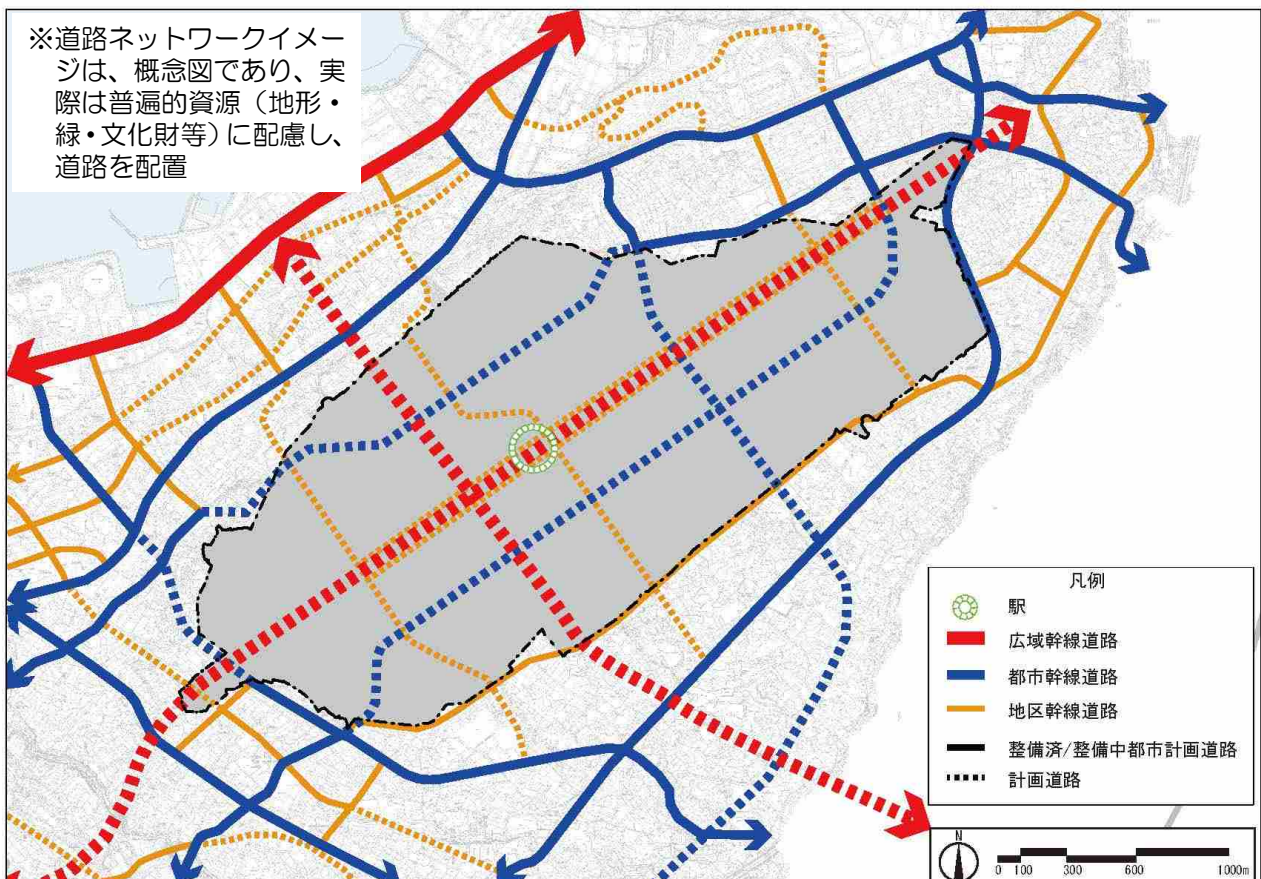
検討にあたっての基本的な考え方を以下に示す。

<整合性確認の基本的な考え方>

- ・市都市マス（更新作業中）の起終点の考え方を踏襲する。
- ・重要な文化財、重要な植生、既存の保全・活用を図る緑地、（地区外）斜面緑地、地下水脈、地形等は、可能な限り尊重する。
- ・地形等への影響を抑え、現実的な道路線形・縦断勾配とする。

※「参考 鉄軌道・広域幹線道路のこれまでの検討状況」を参照。

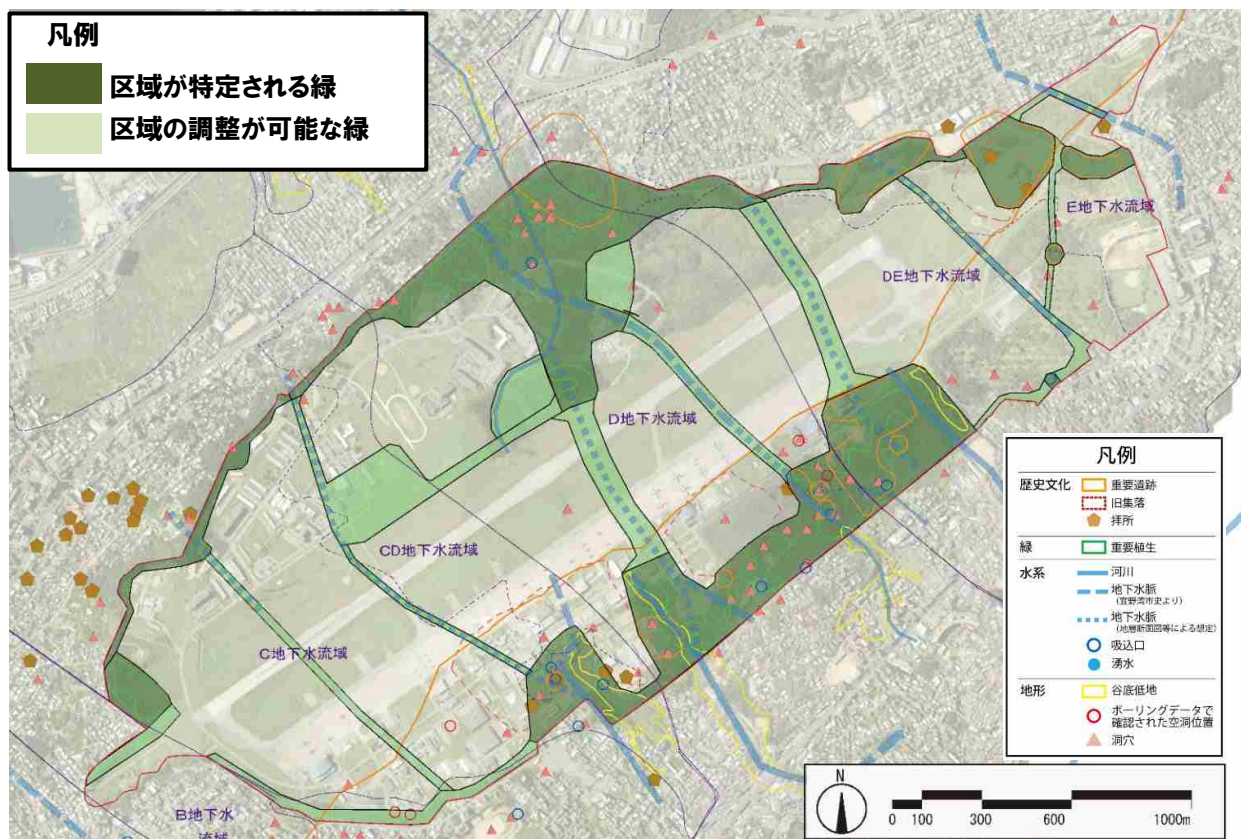
<普天間飛行場跡地道路ネットワークイメージ>



＜水に関する配置＞



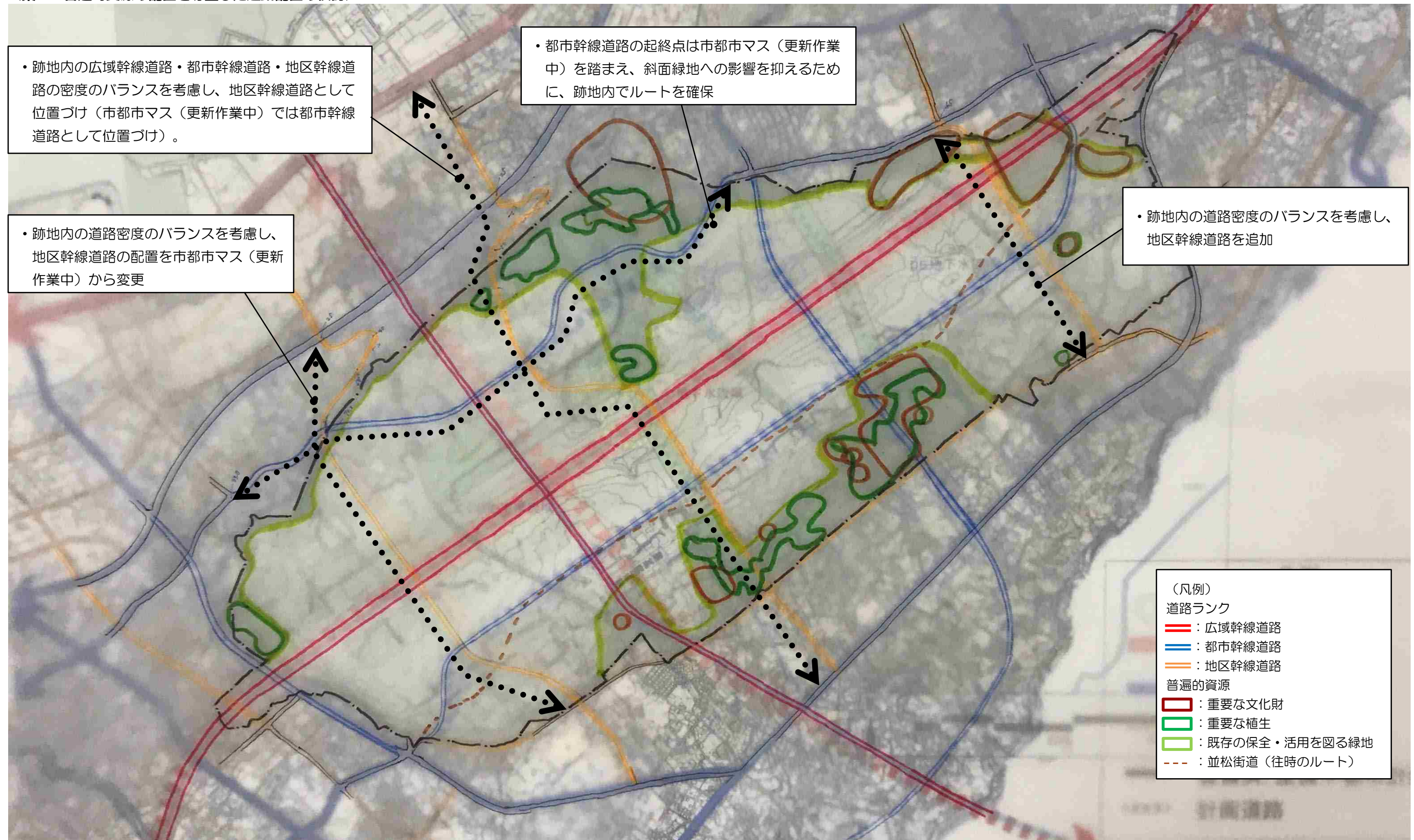
＜普遍的資源の配置＞



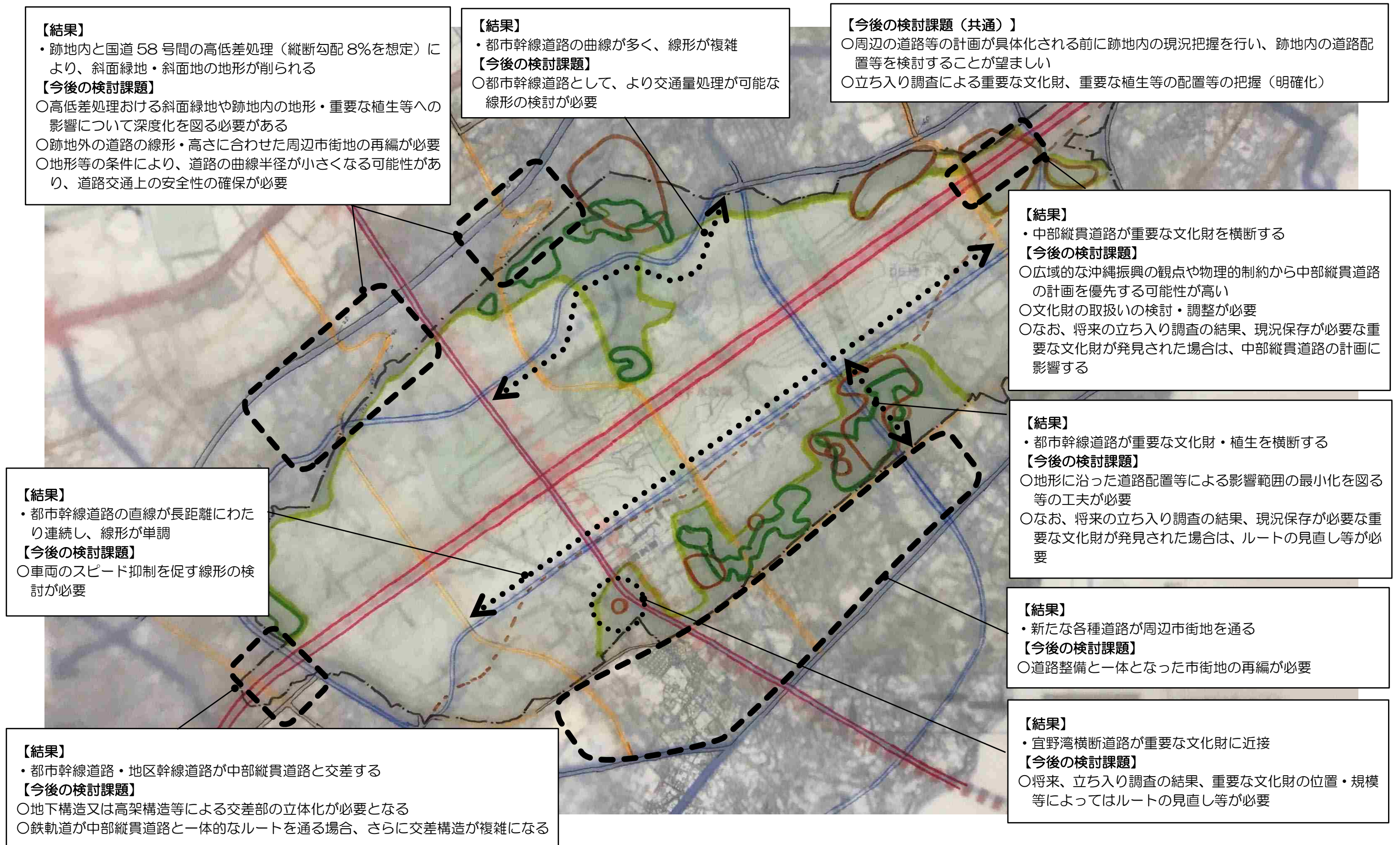
(2) 普遍的資源の配置を尊重した道路配置の検討及び今後の検討課題

「整合性確認の基本的な考え方」を踏まえた案を複数検討し、各案に生じる不具合・配慮事項と今後の検討課題を示す。

<案1 普遍的資源の配置を尊重した道路配置の検討>

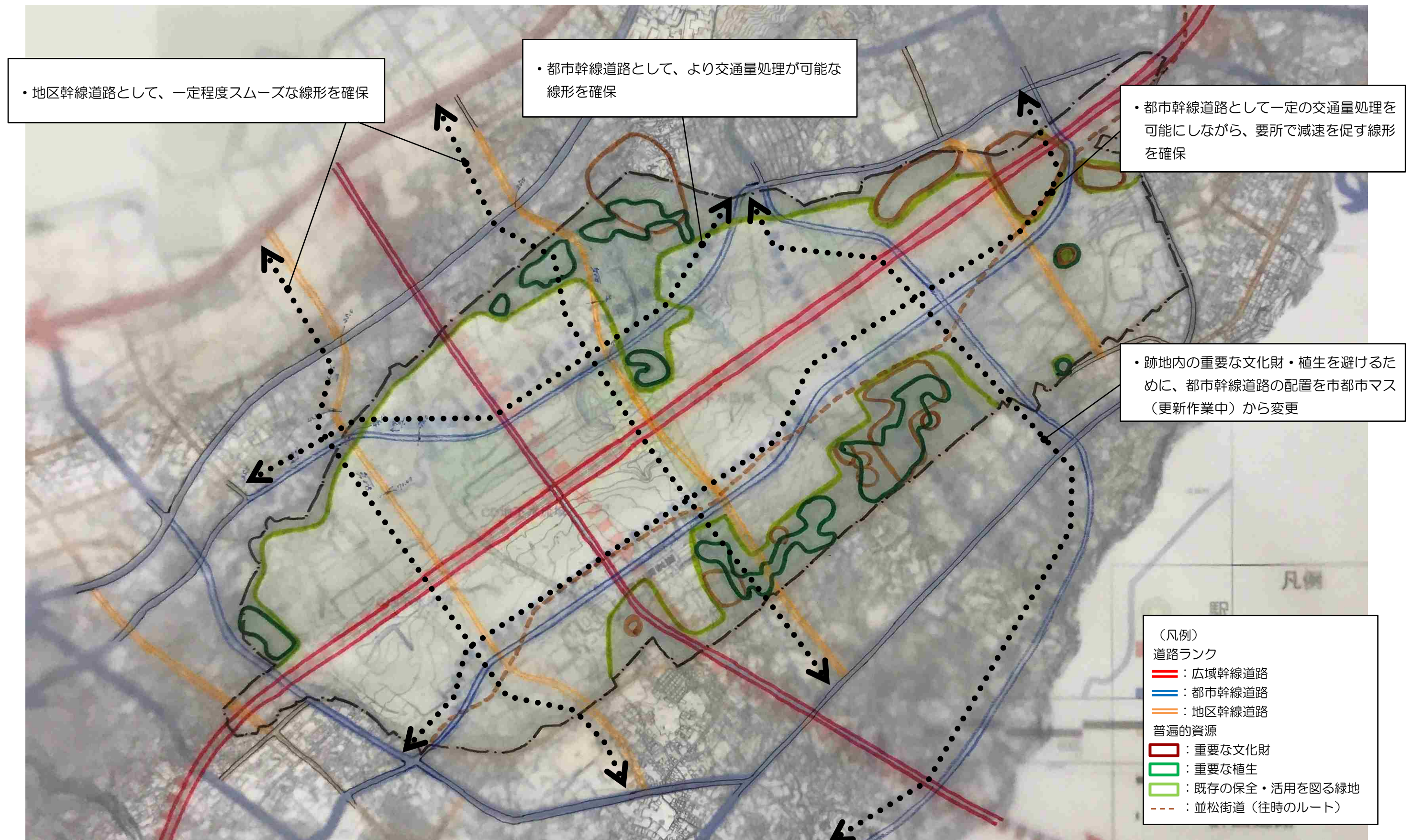


<案1 普遍的資源の配置を尊重した道路配置の検討結果を踏まえた今後の検討課題>



＜案2 普遍的資源の配置を尊重した道路配置の検討＞

案1の課題を踏まえたオプションとして案2を示す。



<案2 普遍的資源の配置を尊重した道路配置の検討結果を踏まえた今後の検討課題>

【結果】

- ・跡地内と国道 58 号間の高低差処理（縦断勾配 8%を想定）により、跡地内で大きな地形改変（切土）が発生

【今後の検討課題】

- 高低差処理における跡地内の地形・重要な植生等への影響について深度化を図る必要がある
- 跡地外の道路の線形・高さに合わせた周辺市街地の再編が必要

【結果】

- ・案1と比較して、地形改変（切盛土）が発生

【今後の検討課題】

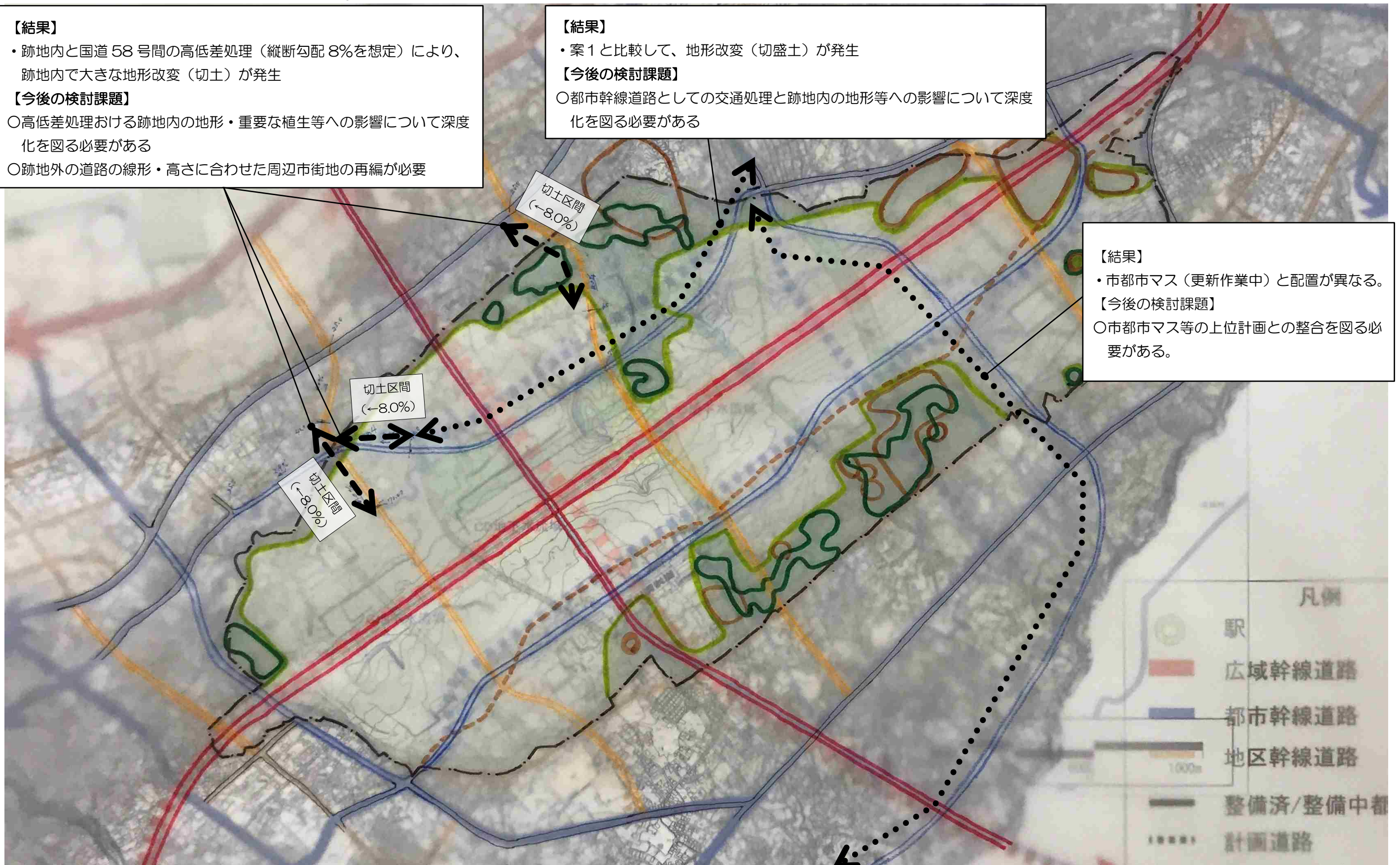
- 都市幹線道路としての交通処理と跡地内の地形等への影響について深度化を図る必要がある

【結果】

- ・市都市マス（更新作業中）と配置が異なる。

【今後の検討課題】

- 市都市マス等の上位計画との整合を図る必要がある。

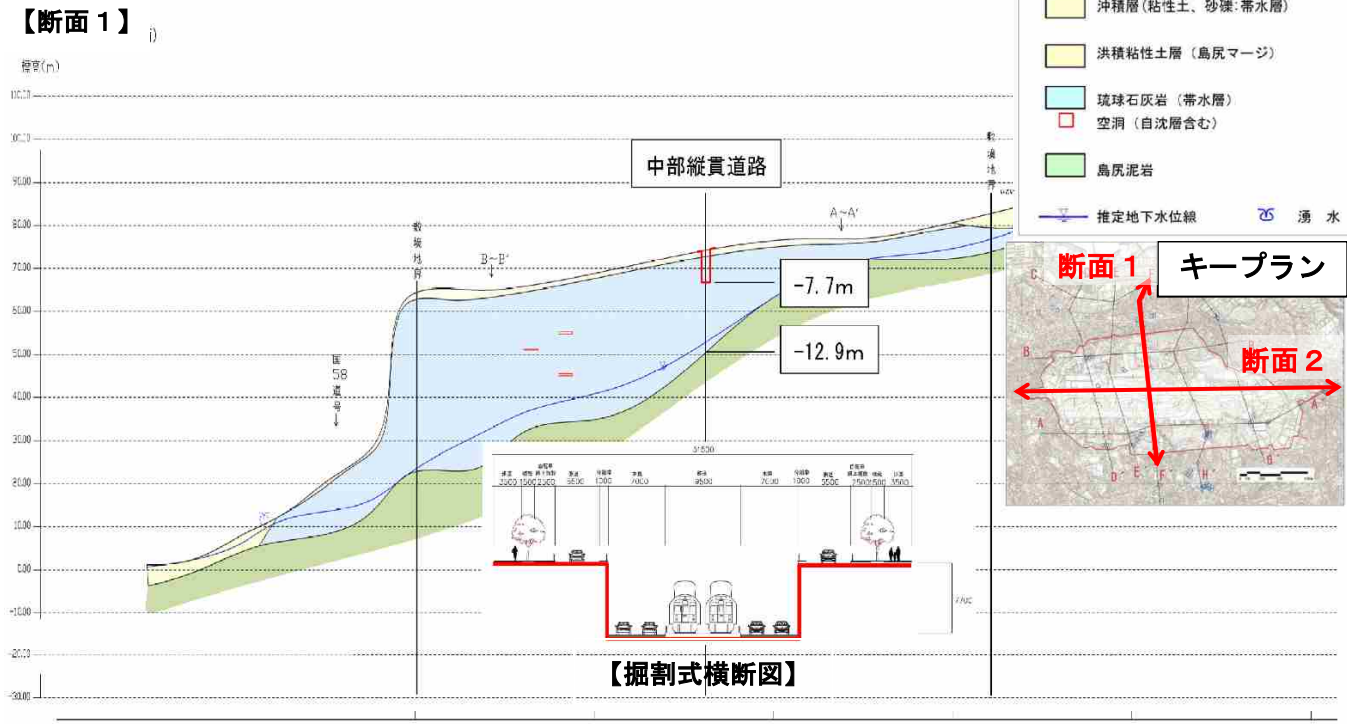


(3) 断面的な部分検討による今後の検討課題の抽出

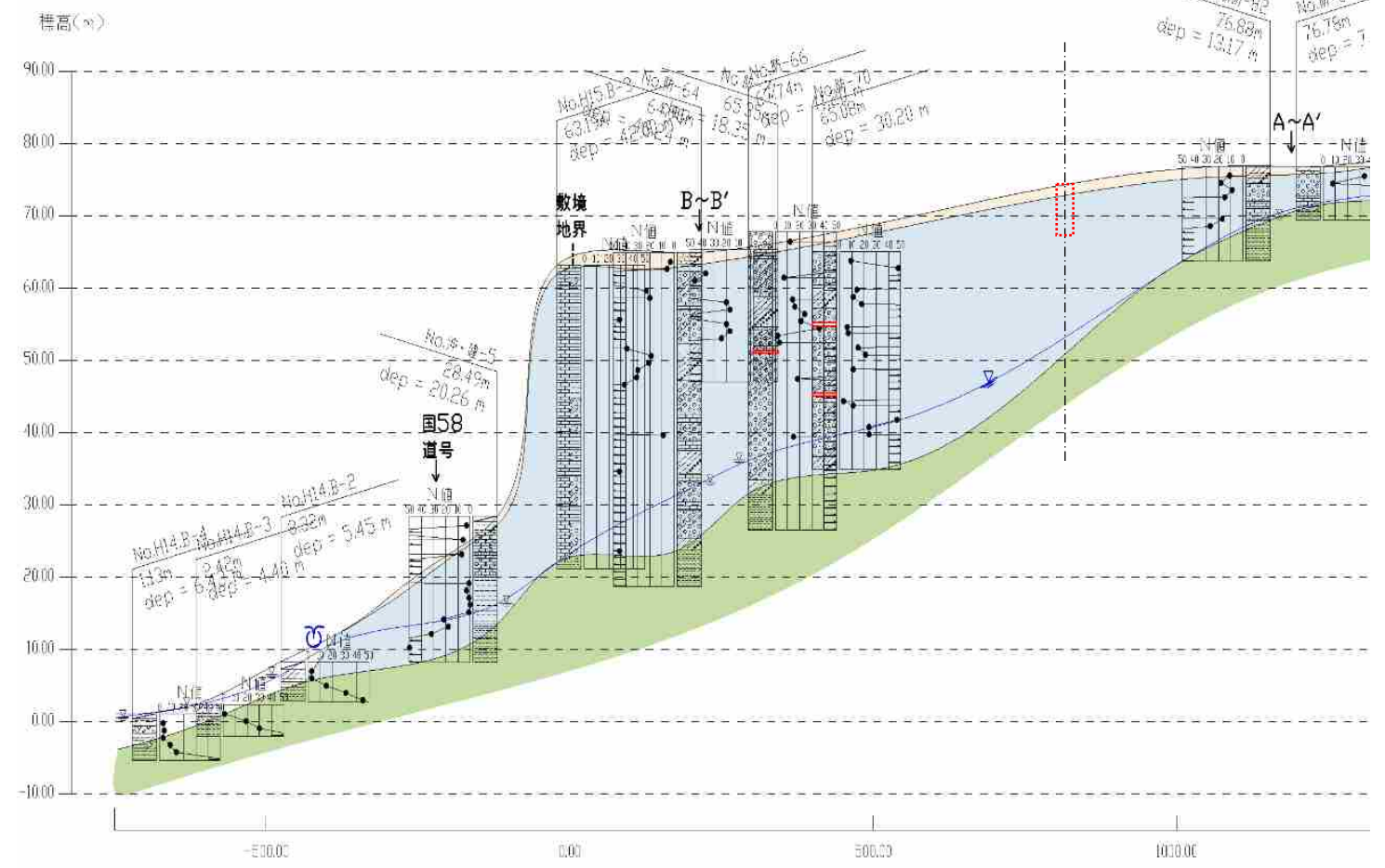
中部縦貫道路等が地層に与える影響・課題等の整理するために、断面的な部分検討を行い、今後の検討課題を示す。

<中部縦貫道路の掘割部の影響整理の考え方>

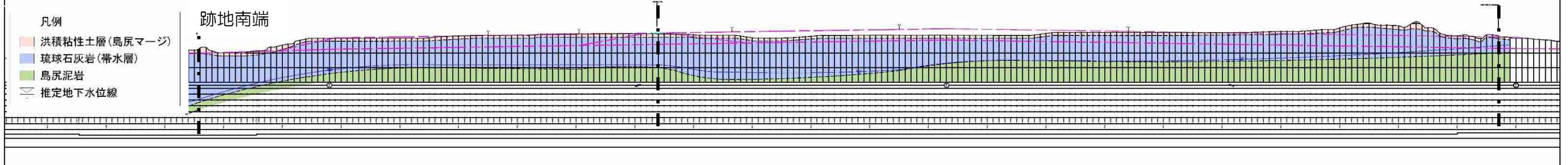
- ・中部縦貫道路を掘割とした場合の地層等に与える影響、問題点等を整理
- ・既存調査により把握している地下の構造を想定
- ・中部縦貫道路の掘割は、地表の計画高から-7.7mの高さを計画高と想定



【柱状図を示した地質横断面図】

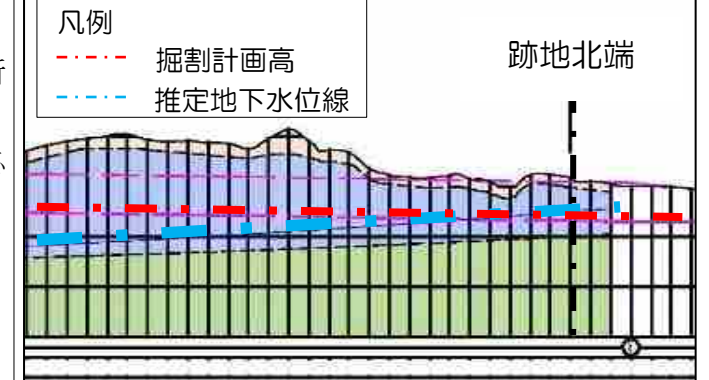


【中部縦貫道路地質縦断面図(断面2)】



<計画道路における今後の検討課題・留意事項>

- ・計画道路が貫通する琉球石灰岩層は、未固結部(砂礫・砂質土・粘性土: N=10~40程度)と硬質な岩盤部(N=50以上)の互層状となっていること、また、所により空洞が存在していることから、擁壁等の構造物の支持層としては適切ではない。
- ・構造物の支持層としては、琉球石灰岩下位に分布する基盤の島尻泥岩(N=50以上)が最適であるが、その上面の起伏が激しいため支持層深度の変化に留意する必要がある。
- ・構造物の基礎形式として杭基礎を採用した場合には、島尻泥岩の上面を流下する地下水への影響に留意する必要がある。地下水への影響としては、杭基礎による地下水流の流動阻害や流量変化、及び工事による下流側湧水の水質汚濁などが考えられる。
- ・跡地北端付近では、掘割によって地下水を干渉する恐れがある。



※参考 鉄軌道・広域幹線道路のこれまでの検討状況

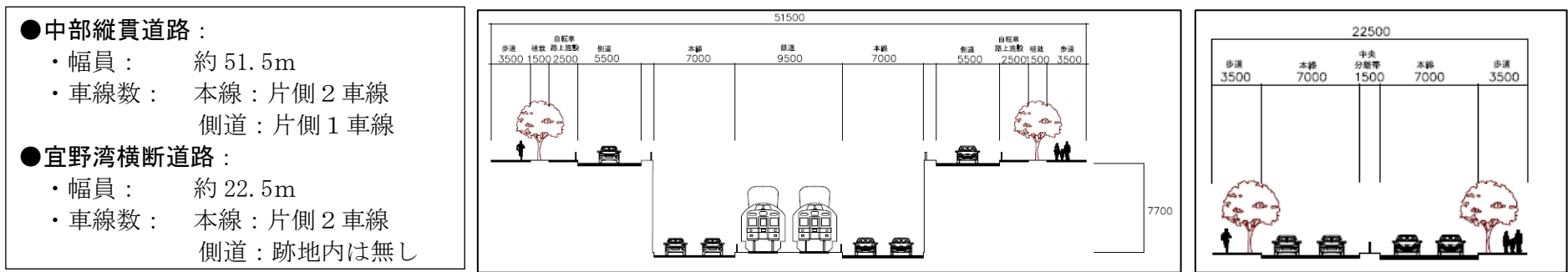
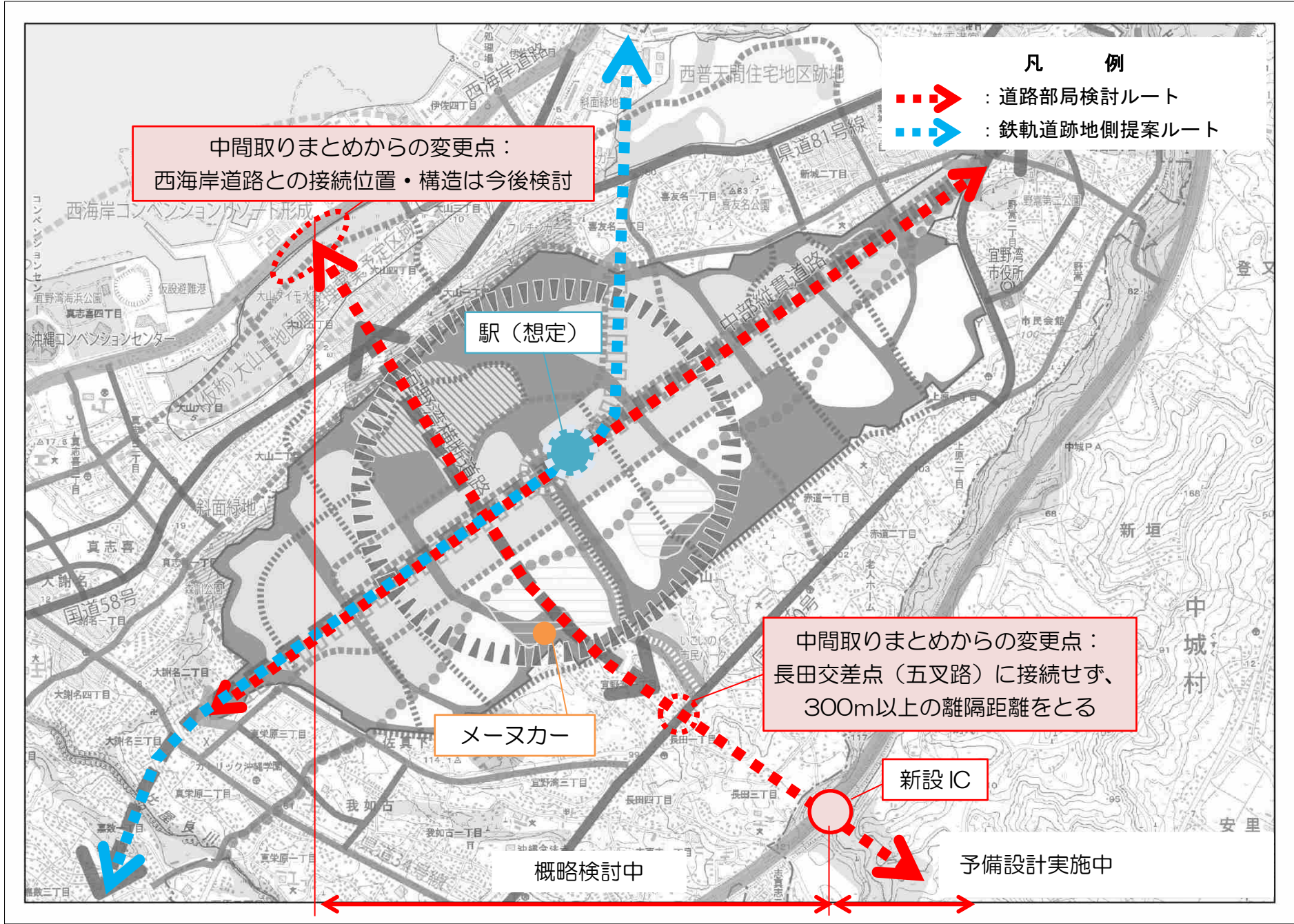
■検証の対象路線及び構造等の条件の整理

・検証対象路線及びルート等の概要は、以下のとおり。

	仕様等
鉄軌道	・鉄軌道ルートは、昨年度成果（R330号・中部縦断道路一体型・R58号合流） ・跡地内の区間は、 <u>中部縦貫道路と一体的に整備すると仮定し、高架式・掘割式</u> ・鉄軌道の規格（車両サイズ他）は、県検討に準拠
中部縦貫道路	・中部縦貫道路は <u>基幹都市軸及び都市骨格軸に位置づけ</u> （宜野湾市都市マス（平成29（2017）年12月）） ・中部縦貫道路は県内部で検討されていた「 <u>沖縄バイパス（構想路線）接続ルート</u> 」 ・中部縦貫道路の事業主体は国を想定
宜野湾横断道路	・宜野湾横断道路は <u>新交流軸*及び都市骨格軸に位置づけ</u> （宜野湾市都市マス（平成29（2017）年12月）） ※将来の都市構造構築に必要な各種都市機能を横断的に結節する軸 ・宜野湾横断道路は、宜野湾バイパス*から沖縄自動車道を経由し、国道329号に至るルートで、現在検討中である。 ※西海岸道路との接続は今後検討 ・宜野湾横断道路は、 <u>4種1級</u> の4車線（設計速度50km/h*）で計画 ※平地部：60km/h ・跡地利用に関係する「西側区間の検討ルート」は、 <u>跡地内におけるコントロールポイント（重要文化財・跡地内土地利用）を共有し、長田交差点に接続せず、長田交差点から300m以上の離隔距離をとる</u> ・中部縦貫道路と宜野湾横断道路は直交またはそれに近い角度 ・跡地西側の <u>土地利用や斜面緑地への影響を考慮した構造の設定（法面等への影響の最小化）</u>

・上記以外の設計条件等は、以下のとおり。

- ・道路検討の目標年次は、令和22（2040）年
- ・宜野湾横断道路は、国道58号に接続しない
- ・跡地外で通過する大山土地区画整理事業の都市計画変更は令和4（2022）年を予定



中部縦貫道路標準横断面図（掘割式） 宜野湾横断道路標準横断面図

(4) 配置方針図(案)と周辺市街地との関係性の確認

普天間飛行場跡地の配置方針図と周辺市街地の用途地域の重ね合わせ図を作成し、普天間飛行場跡地利用と周辺市街地の関係について確認した。



3. 基地内立ち入り調査に向けた取組

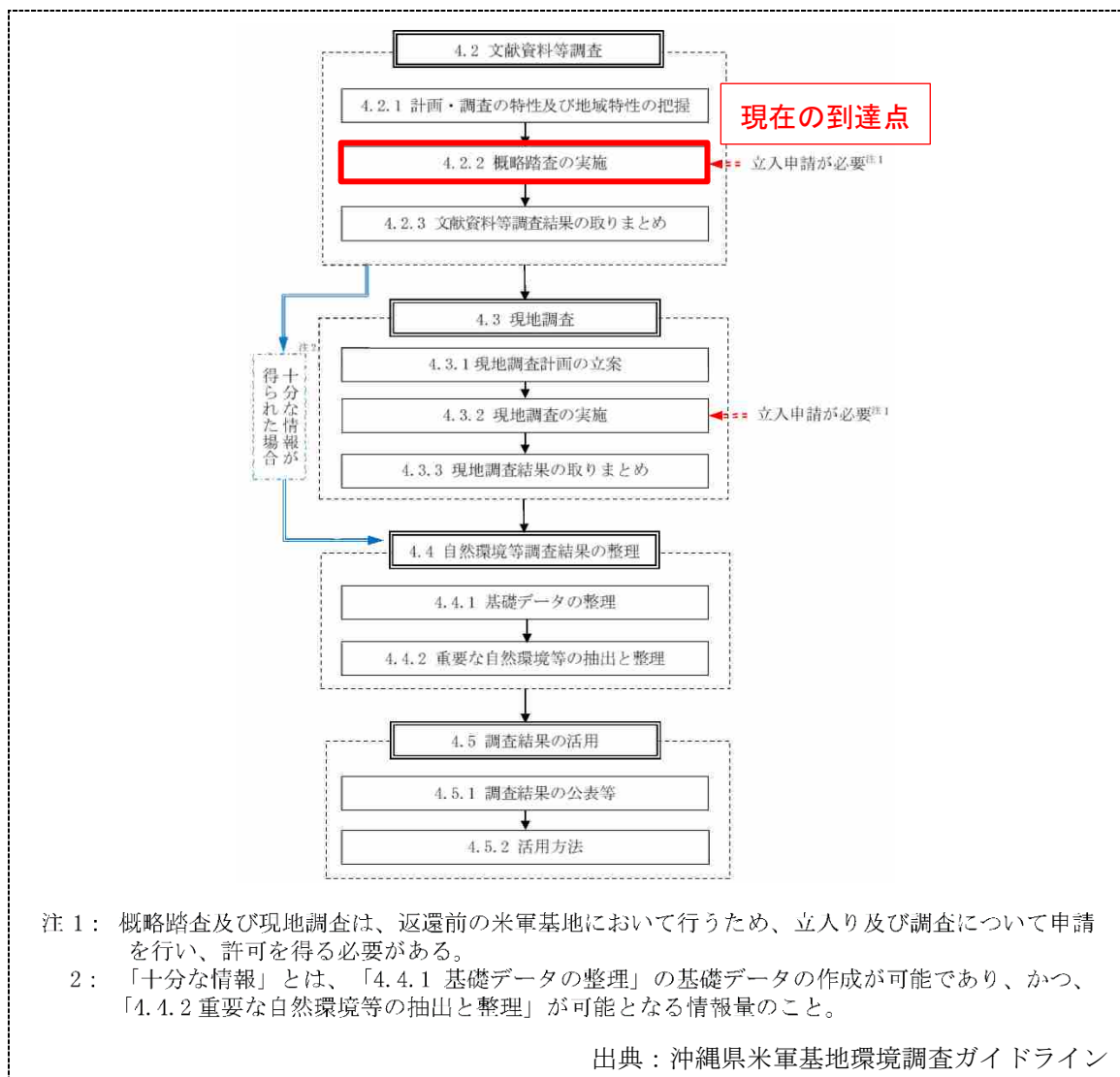
「全体計画の中間取りまとめ」策定後、平成 27 年 9 月に日米間で締結された環境補足協定により、返還後における土地の利用についての計画の策定を目的とした環境面又は文化面での調査は、原則、合同委員会で決定された返還日の 150 労働日前を超えない範囲で実施（ただし日米政府間で決定される場合には、その限りではない）とされ、これまでに立ち入り調査は実施できていない。

本項では、立ち入り調査の流れを示すとともに、検討経過と今後引き続き取り組む事項を整理する。

（１）基地内立ち入り調査実施に向けた取組状況

（１）－ 1 立ち入り調査による情報収集の促進

沖縄県の「沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン」で示された跡地利用に関する自然環境等調査に係る手順について、以下に示す。現在は、下図に示す「4.2.2 概略踏査の実施」に向けた立入申請を実施している。



図Ⅲ－１ 自然環境等調査の流れ

「沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン」で示された立入申請の方法を以下に示す。
現在、沖縄県は「跡地利用推進法に基づく立入り」について、国にあっせんを申請している。

	環境補足協定に基づく立入り	跡地利用推進法に基づく立入り
法令等	環境に関する協力について (2015年9月28日付け合同委員会宛て覚書書)	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法 (平成7年法律第102号 最終改正：平成27年法律第5号)
根拠	施設及び区域の日本への返還に関連する現地調査のための立入手続	第九条 駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関するあっせん
申請者	都道府県又は市町村の関係局	沖縄県知事又は関係市町村の長
条件	a 次の全ての条件が満たされている場合 i. 返還日が合同委員会において設定されていること。 ii. 立入りが、合衆国軍隊の運用を妨げることなく、部隊防護を危うくすることなく、かつ施設及び区域の運営を妨げないこと。 iii. 立入りが、返還後における土地の利用についての計画策定を容易にするため、環境面又は文化面の調査（掘削を伴う文化財調査）を実施することを目的としていること。 b 合同委員会において設定された返還日の150労働口前^{注1}を超えない範囲で実施することができる。在日米軍指令官又はその指名する者は、調査計画を検討した後、正確な口数を決定する。 c 両国政府間で決定される場合には、a i の返還日が設定されるよりも前又はbの返還日の150労働口前より前に立入りをを行うことができる。 d 調査に関する現地実施取決めは、在日米軍の代表者と関係する地方防衛局との間で作成する。 ※自然環境等に関する調査は、返還合意を目処に実施するとしていることから、主にcに基づき申請を行うことになる。	総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため、日米安全保障協議委員会又は合同委員会において返還が合意された駐留軍用地について、調査及び測量の実施を目的とする。
手続	県又は市町村が →沖縄防衛局を通じて (現地米軍指令官を介して) →在日米軍指令官又はその指名する者に申請 →条件が満たされた場合、立入りをを行う	沖縄県知事又は関係市町村の長は国にあっせんを申請（申請書には、在沖米軍宛の立入許可申請書（案）を添付） →国^{注2}は在沖米軍と交渉（立入りが認められた場合） →沖縄県知事又は関係市町村の長は、（案）なしの立入申請書を在沖米軍あて提出する

注1： 150労働口前：1カ月の労働口を20日と仮定すれば、約7カ月となる。

2： 国は、沖縄県知事又は関係市町村の長からの求めがあった場合は、あっせんの状況について通知する。

出典：沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン

図Ⅲ－2 立入申請の方法について

「跡地利用推進法に基づく立ち入り」に基づく、中間取りまとめ以降の立ち入り調査に係る取組状況を以下に示す。現在、沖縄県は立ち入り申請に係る書類を提出し、国が沖縄米軍と調整を行っている。

・普天間飛行場内の立ち入り申請に関するこれまでの取組等について、概要を整理した。

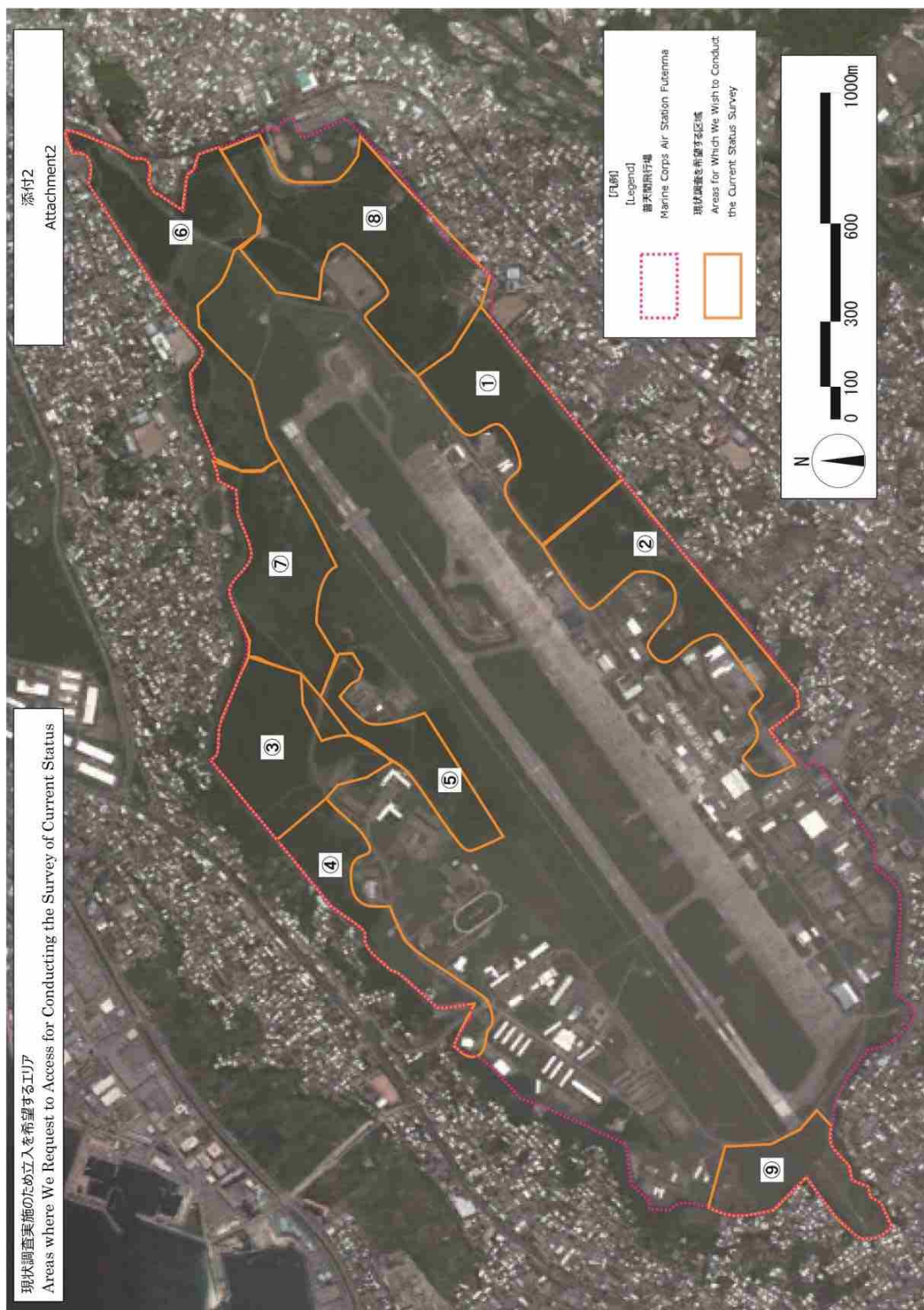
平成 25 年	3 月	:	「全体計画の中間取りまとめ」策定（以後、跡地利用に係る検討の具体化にあわせ、平成 31 年度まで立ち入り調査企画の精査を実施）。
平成 27 年	9 月 28 日	:	環境補足協定締結。
令和元年	10 月	:	立ち入り申請に関する英訳に着手
令和 2 年	1 月 29 日	:	立ち入り申請に関する書類のとりまとめ
	7 月 16 日	:	沖縄防衛局に対し昨年度からの調整状況に関する確認を実施。
	7 月 22 日	:	各調査で使用する測量機器等に関する問い合わせ受領
	7 月 29 日	:	使用予定機器に関する諸元の確認依頼を受領
	8 月 6 日	:	上記依頼事項への回答提出
	8 月 7 日	:	使用予定機器の GPS 機能の有無及び湧水量の計測方法等に関する問い合わせ、諸元が分かる英字版カタログ等の提供依頼を受領
	8 月 20 日	:	上記依頼事項への回答提出
	10 月 16 日	:	現時点で、許可はおりておらず、沖縄防衛局からの連絡もなし。

<参考：その他地区等における立ち入り申請の実施状況>

- ・普天間飛行場内の文化財調査は、平成 11 年度～平成 26 年度まで調査を実施。その後、環境補足協定に関する調整を行い、平成 29 年 10 月 4 日に立ち入りが認められる。その後、具体的な範囲や調査方法を調整の上、令和元年度に立入調査を実施。
- ・北谷町（キャンプ瑞慶覧 北谷グスク）は、平成 29 年 5 月 15 日に申請し、平成 30 年 2 月に許可がおりた（約 9 ヶ月）。

図Ⅲ－3 中間取りまとめ以降の立ち入り調査に係る取組状況

立ち入り申請に際し提出した調査エリアを以下に示す。これまでの沖縄県及び宜野湾市の検討結果を踏まえ、米軍による調査禁止区域（滑走路及びその周辺）を除いた区域について、8つの調査エリアを設定している。



図Ⅲ－4 立ち入り調査にて申請した調査エリア

(2) 基地内立ち入り調査実施に向けた調整資料の作成

基地内立ち入りの申請にあたっては、申請内容に関する補足説明や今後調整が想定される事項について検討を行った。

(2) - 1 立入申請に記載した各調査における使用予定機器の整理

立ち入り調査時における各調査の際に使用する計測機器等について整理した。

表Ⅲ－１ 現況調査時に使用する機器（予定）

No	調査項目	調査内容	使用予定機器
1	歴史・文化資源	・ 現況の地形、景観も含む空間的な位置及び範囲について目視確認を行い、遺跡が立地する景観要素、空間的範囲、現存する遺構の分布等の概要を抽出する。 ・ 遺構が目視可能な場合は、遺構の写真撮影や実測・スケッチ等による現状記録を行う。 ・ また、資源については現状では埋土しているものも多いため、遺構への到達については既往の範囲確認調査データによる位置情報（GPS 機器使用）等を参照する。	デジタルカメラ 双眼鏡 巻尺 GPS ロガー 携帯電話
2	植生・陸域生態系	・ 敷地外からの観察や空中写真の判読では確認できない生態系に関わる空間的な要素を目視確認する。 ・ 調査にあたっては、机上調査にて推定している重要植生を中心に目視確認を行い、生態系の基盤環境としての植生の分布・生育・遷移等の状況や動物の生息状況等を確認（位置情報取得や写真記録等含む）し、植生・陸域生態系における重要箇所（既存緑地の保全が望ましい箇所等）を抽出する。	デジタルカメラ 双眼鏡 GPS ロガー クリノメータ バーテックス 携帯電話
3	地形・地質・洞穴・湧水	・ 敷地外からの観察では確認できない地形・地質・洞穴・湧水の状況を目視確認する。 ・ 調査にあたっては、机上調査において琉球石灰岩層に起因する特徴的な地形等の状況、地表面の水系の状況、洞穴周辺の状況（洞穴内への立入可否を含む）などを把握し、地形・地質・洞穴・湧水の重要箇所（土地利用上の配慮が必要な箇所等）を抽出する。	デジタルカメラ 双眼鏡 巻尺 GPS ロガー クリノメータ 岩石ハンマー 測量ポール コンベックス 携帯電話

表Ⅲ－２ 準備調査・本調査時に使用する機器（予定）

No	調査項目	調査内容	使用予定機器
1	歴史・文化資源	・現状の遺跡等の保存状態について目視確認を行い、土地の区画形質、周辺の地形や景観等の空間的な特徴と併せて整理する。遺構等が露頭しているものについては、面的な状況の確認・記録を行う。 ・旧集落（神山、宜野湾、新城）において生活と密接に関係していた御嶽や井泉（カー）といった関連する文化財の状況を把握する。その際、居住や生業、祭祀のための空間としてまとまりやアプローチ道などの関係性についても着目して一体的に把握する。	デジタルカメラ 双眼鏡 クリノメータ 携帯電話
2	植生・陸域生態系	・現況調査時に抽出した重要箇所において、生息・生育種等の通年での調査実施により、生態系の質的状況を把握する。 ・生態系の特殊性や重要種の分布状況等の質的状況に基づく、重要箇所の保全上の優先順位等を検討する。具体的には、重要植生等の季節ごと（春と初夏程度で2回実施）の変化や貴重種等の調査適期に生息・生育する可能性のある箇所の確認を行うことが想定される。原則として目視確認による調査を実施するが、昆虫類等の現地での同定が一部困難な種については、持ち帰って室内で分析する。 ・関係者や学識者意見等に基づき、追加確認が必要な種等について捕獲等を含めた補足確認を行う。調査の例として、ねぐらでの目視確認を行うコウモリ類を捕獲により調査することが挙げられる。	デジタルカメラ 双眼鏡 GPS ロガー クリノメータ バーテックス 携帯電話
3	地形・地質・洞穴・湧水	・調査エリア内の地下水脈・空洞の上部の地表面の保全箇所、基盤整備や土地利用に関わるコントロールポイントを把握するため、電気探査等の広範囲な探査が可能な方法を用いて、調査可能な範囲（重要箇所の周辺）で地下空洞及び地下水脈の範囲と深度を推定する。特に跡地利用計画において広域道路や鉄軌道の駅の整備が想定される箇所においては、ボーリングにより洞穴の有無や規模を確認する。 ・現況調査時に抽出した重要箇所において、より詳細な現況把握のための補足調査を行う。 ・具体的には調査エリア内に分布する湧水について、水循環及び地表面の緑化等の計画に反映するため湧水量を計測する。また、主要な洞穴等の洞穴内部調査として、内部の規模・形状把握のための測量、みず道の方角・規模の把握等が挙げられる。	デジタルカメラ 双眼鏡 巻尺 GPS ロガー クリノメータ 岩石ハンマー 測量ポール コンベックス 電気探査測定器 ボーリングマシン 不整地運搬車 測量機器 携帯電話

(2) - 2 立ち入り調査の対象区域の優先度の整理

今後の円滑な立ち入り調査を実現するために、優先的に調査を実施すべき区域の優先度を検討した。

優先度の検討に係る評価項目等は、以下のとおり。

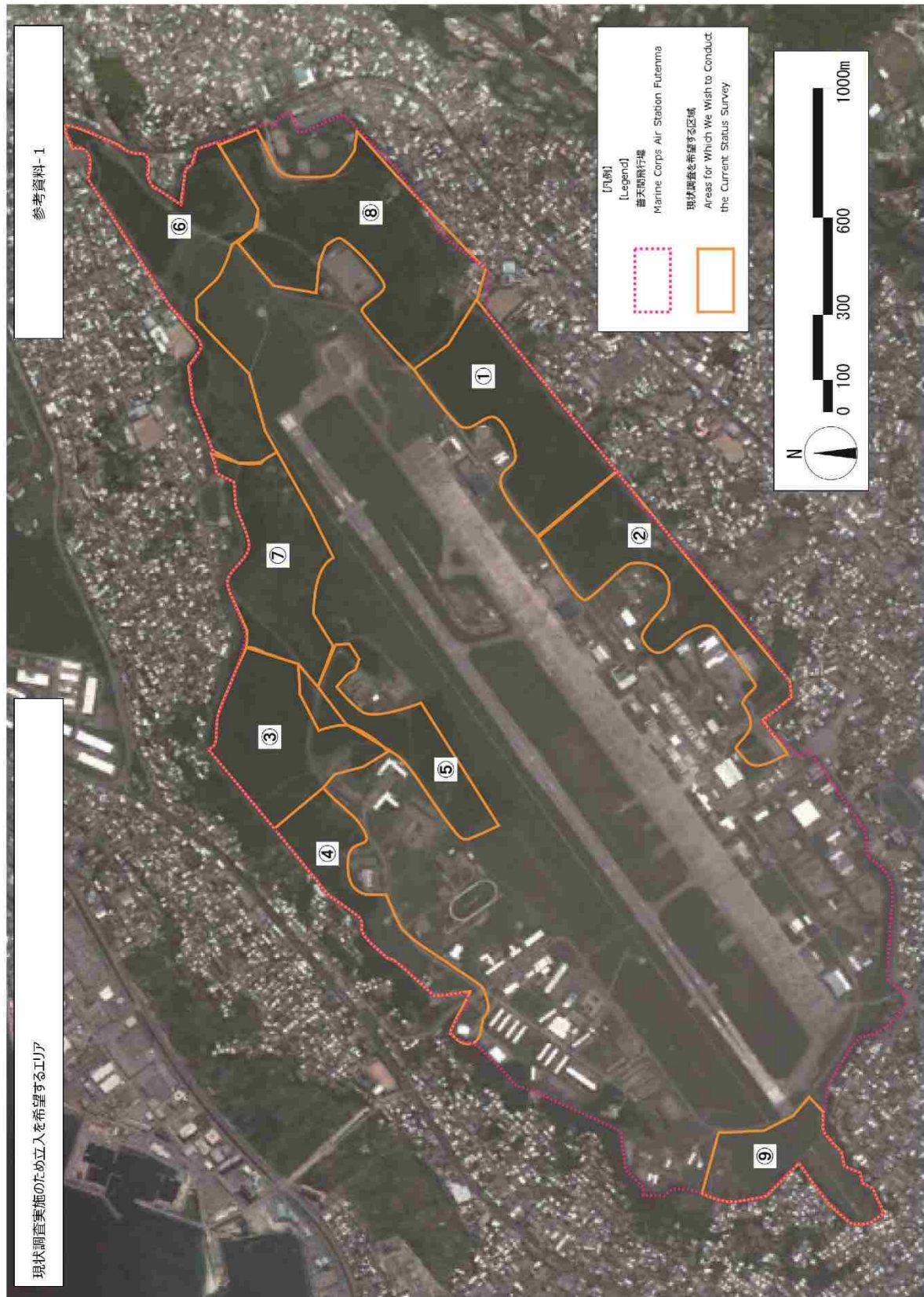
- ・優先度の選定にあたっては、具体化検討の区域との重複や調査対象数の量、広域的な都市基盤の想定の有無について評価し、点数化を行った。
- ①重点区域 : ○ 区域の大部分が含まれる 4点、△ 区域の一部が含まれる 2点、× 該当しない 0点
- ②調査対象数 : ◎ 5箇所以上 3点、○ 3箇所以上4箇所以下 2点、△ 2箇所以下 1点
- ③都市基盤 : ◎ 広域幹線道路の想定区域を含む 3点、△ 都市幹線道路の想定区域を含む 2点、× 地区幹線道路の想定区域を含む 1点 ※複数該当する場合は、評価の高い方を採用
- ・上記の評価とあわせ、具体化検討区域との重複について、重み付けを行った（重点区域の評価点は、2倍とした）。
- ・評価結果を踏まえ、優先度は、高（7～9点）、中（5～6点）、低（3～4点）の3段階で整理した。

調査対象9エリアの調査対象や都市基盤の有無は、以下のとおり。

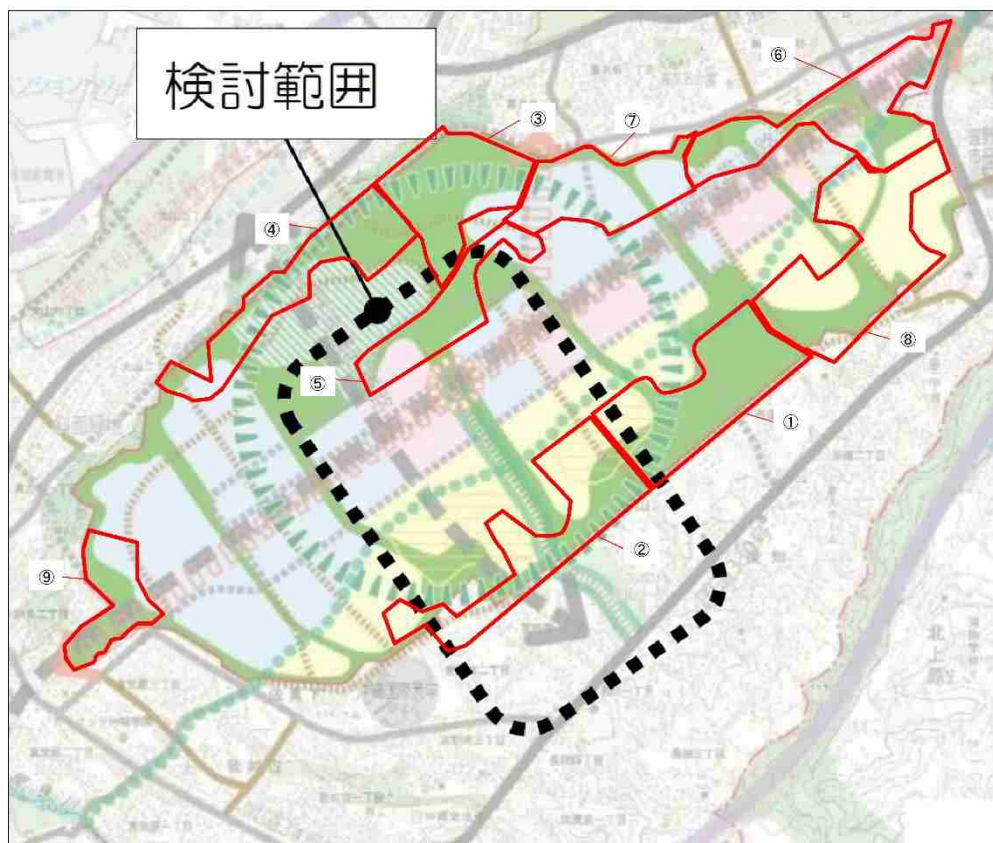
項目ごとの該当状況は、次頁のとおり。

表Ⅲ-3 調査エリア毎の調査対象・都市基盤の計画の有無

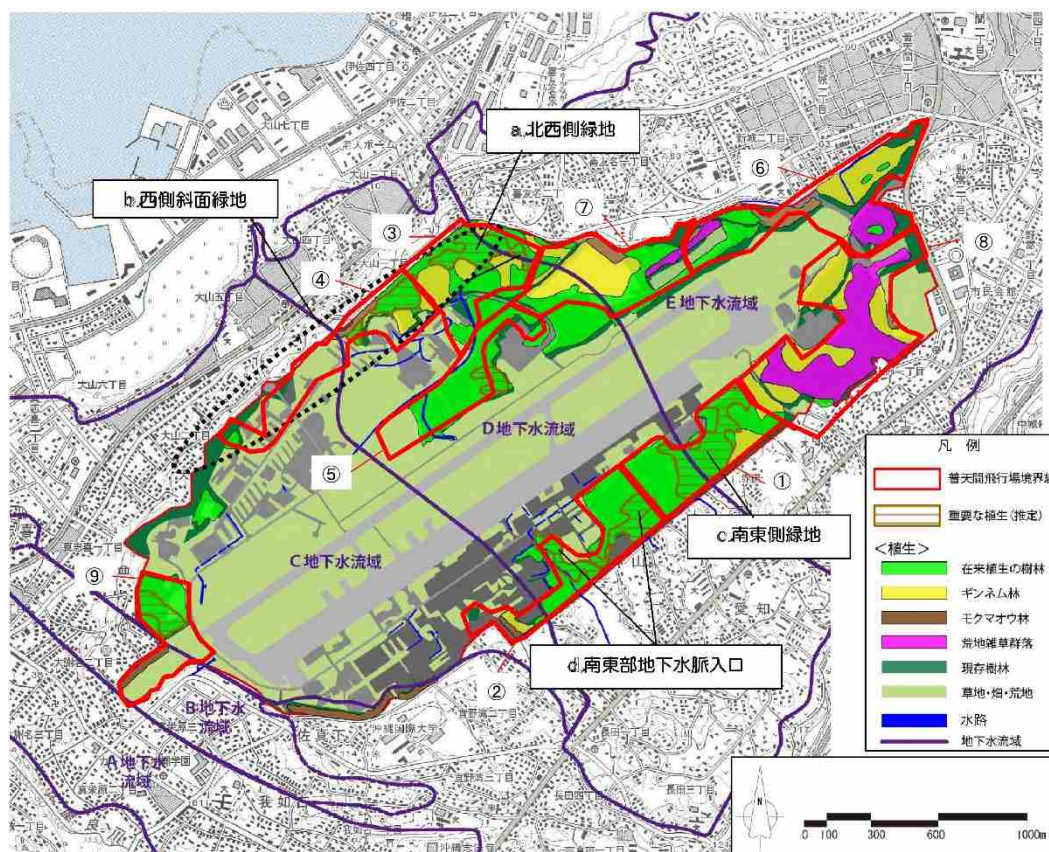
対象区域	調査対象		都市基盤 (道 路)
	植 生	文化財	
エリア①	・c.南西側緑地	・6. 赤道渡呂寒原古墓群 ・7. 赤道渡呂寒原屋取古集落 ・8. 神山後原ウシナー(闘牛場)跡 ・9. 神山トゥン遺跡 ・10. 神山テラガマ遺跡	・地区幹線道路 ・都市幹線道路
エリア②	・d.南東部地下水脈入口	・11. 宜野湾クシヌウタキ遺跡 ・12. 宜野湾メヌカー古湧泉 ・13. 神山クシヌカー古湧泉	・広域幹線道路 ・地区幹線道路
エリア③	・a.北西側緑地	・1. 伊佐上原遺跡群	・都市幹線道路
エリア④	・b.西側斜面緑地	・該当なし	・広域幹線道路 ・地区幹線道路
エリア⑤	・該当なし	・該当なし	・地区幹線道路
エリア⑥	・該当なし	・2. 上原濡原遺跡 ・3. 野嵩タマタ原遺跡 ・4. 新城古集落	・広域幹線道路 ・都市幹線道路 ・地区幹線道路
エリア⑦	・該当なし	・該当なし	・都市幹線道路
エリア⑧	・該当なし	・5. 新城シマヌカー古湧泉	・都市幹線道路 ・地区幹線道路
エリア⑨	・該当なし	・該当なし	・広域幹線道路 ・都市幹線道路



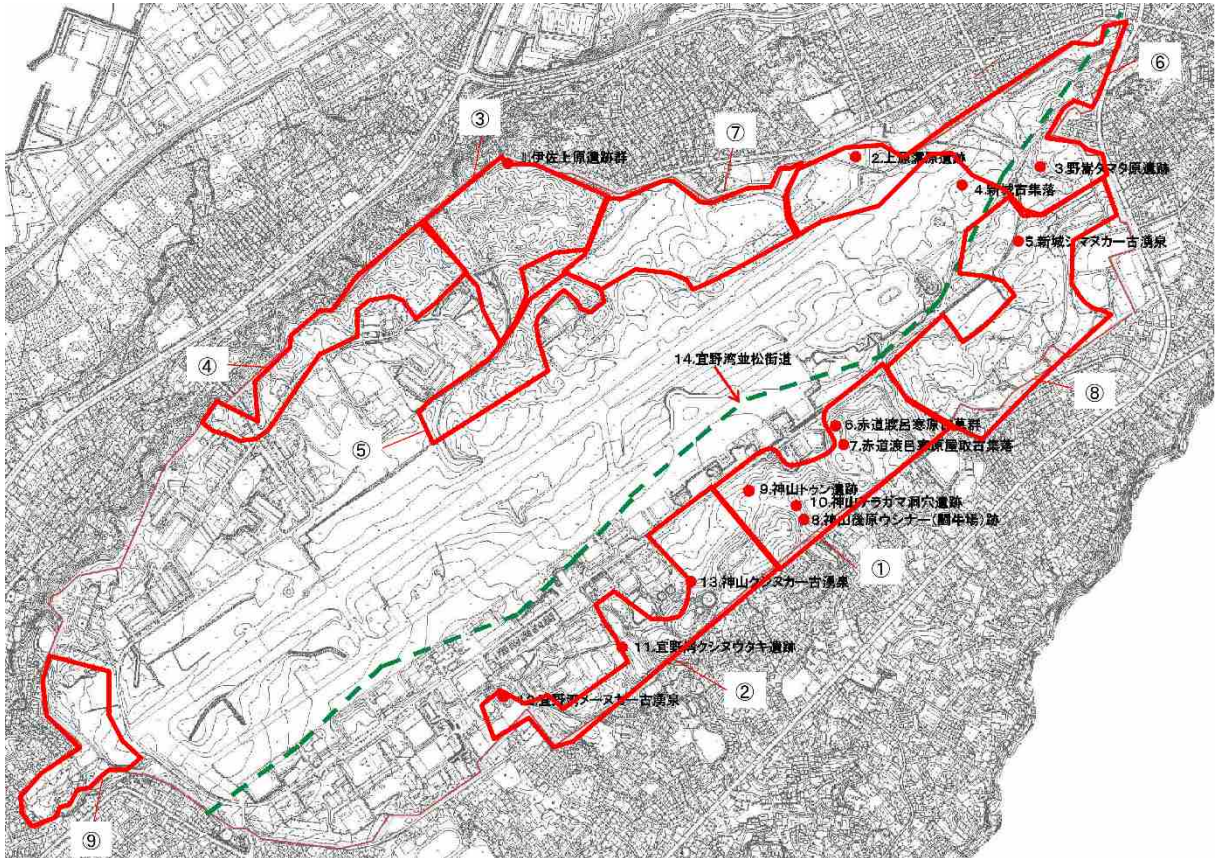
図Ⅲ－５ 立ち入り調査を想定する区域



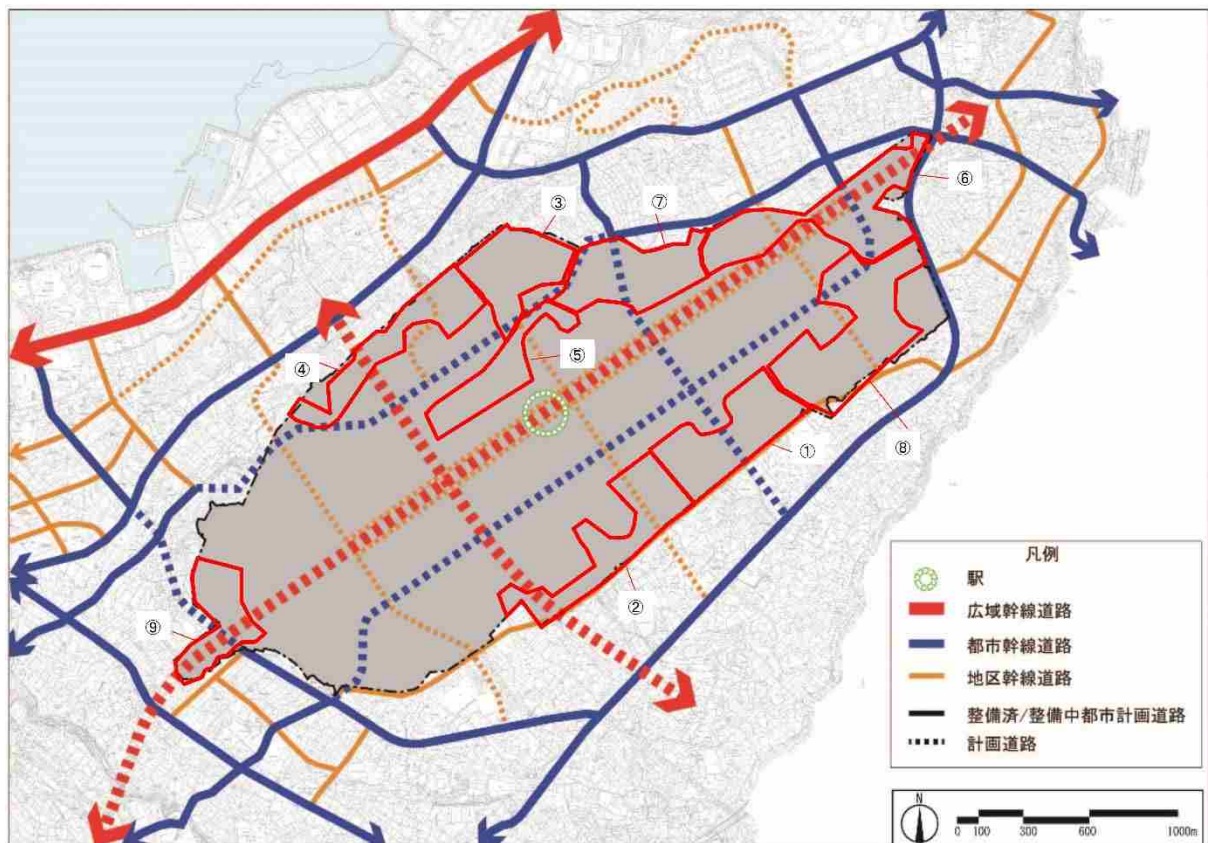
図Ⅲ－６ 配置方針図の更新に向けた具体化検討を行う区域



図Ⅲ－７ 跡地内の植生等の分布状況



図Ⅲ－８ 跡地内の文化財等の分布状況



図Ⅲ－９ 跡地内の道路網の検討状況

調査対象 9 エリアの評価結果は、以下のとおり。

表Ⅲ－４ 調査エリア毎の評価結果

対象区域	評 価				判 定
	重点区域	調査対象数	都市基盤	合 計	
エリア①	△ (2点)	◎ (3点)	○ (2点)	7点	優先度高
エリア②	○ (4点)	○ (2点)	◎ (3点)	9点	優先度高
エリア③	△ (2点)	△ (1点)	○ (2点)	5点	優先度中
エリア④	× (0点)	△ (1点)	◎ (3点)	4点	優先度低
エリア⑤	○ (4点)	△ (1点)	△ (1点)	6点	優先度中
エリア⑥	× (0点)	○ (2点)	◎ (3点)	5点	優先度中
エリア⑦	× (0点)	△ (1点)	○ (2点)	3点	優先度低
エリア⑧	× (0点)	△ (1点)	○ (2点)	3点	優先度低
エリア⑨	× (0点)	△ (1点)	◎ (3点)	4点	優先度低